

盛岡広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年3月18日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

- 1（1） 路線名 紫波雫石線
 - （2） 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字西安庭第27地割字上野屋敷23番5地先から23番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 令和4年3月18日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで
- 2（1） 路線名 紫波雫石線
 - （2） 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字西安庭第27地割字上野屋敷18番地先から15番地先まで
 - （3） 供用開始の期日 令和4年3月18日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで
- 3（1） 路線名 紫波雫石線
 - （2） 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字西安庭第14地割字長谷地45番8地先内
 - （3） 供用開始の期日 令和4年3月18日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで